

令和4年五條市議会第2回6月定例会（第3号）

日 時 令和4年6月14日（火） 午前10時開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	齋藤有紀	1 五條市公式LINEアカウントの導入の現状について (1) 運用時期及び進捗状況について (2) 市民が受けられるサービス及びコンテンツについて	部長
		2 「アフターコロナを見据えたにぎわいづくりによる関係人口の創出」事業による関係人口増加の取組について	部長
		3 五條市におけるヤングケアラー支援について (1) 実態の把握について (2) 今後の課題について	市長・部長
		4 子ども食堂支援について (1) 子育て世帯や世代を超えた交流の居場所づくりの支援につながる子ども食堂を増やすための取組について	部長
		5 脱炭素社会（2050年カーボンニュートラル）に向けた五條市の取組について (1) 今後の目標について	部長
2	谷勝啓	1 交通安全対策について (1) 五條駅周辺の対策について (2) 市庁舎周辺の対策について (3) グリーンベルトの設置について	部長
		2 公立小・中学校の修学旅行について (1) 行き先について (2) 行き先の選定基準と決定方法について	教育長・部長
		3 事業における工事などの発注について (1) 工事発注の平準化について (2) 柔軟な工期の確保について	部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	谷 勝 啓	4 新型コロナウイルス感染症について (1) 五條市の感染者の総数について (2) 市民の感染率と死亡者数について (3) 今後の感染急拡大や新たな感染症が発生した場合の市の業務体制について (4) 多数の市職員が感染等により登庁できない場合の業務体制について 5 動物愛護・野良猫について (1) 五條市のTNR活動について (2) ふるさと納税型クラウドファンディングの実施について (3) 野良猫の保健所での取扱いについて (4) ふるさと納税の寄付金の用途への追加について (5) さくら猫補助金事業について	部長 部長

- 第二 報第 六号 五條市土地開発公社の経営状況の報告について
- 第三 報第 七号 五條市地域商社株式会社の経営状況の報告について
- 第四 報第 八号 令和三年度五條市一般会計予算繰越計算書の報告について
- 第五 報第 九号 令和三年度五條市介護保険特別会計予算繰越計算書の報告について
- 第六 報第 十号 令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計予算繰越計算書の報告について
- 第七 報第 十一号 令和三年度五條市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第八 報第 十二号 令和三年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第九 報第 十三号 専決処分報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
- 第十 報第 十三号 五條市議会議員及び五條市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について
- 第十一 議第三十七号 五條市税条例等の一部改正について
- 第十二 議第三十八号 五條市国民健康保険条例の一部改正について
- 第十三 議第三十九号 五條市介護保険条例の一部改正について
- 第十四 議第 四十号 五條市斎場条例の全部改正について
- 第十五 議第四十二号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（十二名）

一番 齋藤有紀
二番 谷勝啓

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
副市長
教育長
理事
技監
市長公室長
総務部長
危機管理監

太田 紀
堀内 起
南 行
善 典
平 隆
櫻 己
中 本
本 賢

二

三番 養田 全
四番 平岡 清
五番 吉田 正
六番 窪本 佳
七番 岩本 孝
八番 福塚 実
九番 山口 司
十番 吉田 範
十一番 藤富 美
十二番 大谷 龍
雄

事務局職員出席者

すこやか市民部長	田中久美
あんしん福祉部長	谷口久美
産業環境部長	保雅彦
都市整備部長	石田茂人
教育部長	名迫雅浩
西吉野支所長	岡川民長
大塔支所長	吉川佳秀
水道局長	東純司
会計管理者	榮林淳子
総務部次長・財政課長事務取扱	戸野
選挙管理委員会事務局長	吉田
事務局長	西峯久美
事務局次長	小田光章
事務局次長補佐	辰巳大輔
事務局総務係長	神農典子
速記者	柳ヶ瀬五美

午前十時零分再開

○議長（山口耕司）ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりませんので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりでありませぬ。

配布漏れはございませぬか。――。

これより日程に入ります。

○議長（山口耕司）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。議員各位には申し合わせのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。また、議員各位には新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内といたします。理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

なお、一般質問で、質問席で質問される議員はマスクを外していただいても結構でございますので、よろしく御申し上げます。

初めに、一番斎藤有紀議員の質問を許します。一番斎藤有紀議員。

〔一番 斎藤有紀質問席へ〕

○一番（斎藤有紀）ただいま議長からのお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。よろしく御願います。

質問内容ですが、一つ目、五條市公式LINEアカウントの導入の現状について。

二つ目、「アフターコロナを見据えたにぎわいづくりによる関係人口の創出」事業による取組について。

三つ目、五條市におけるヤングケアラー支援について。

四つ目、子ども食堂支援について。

五つ目、脱炭素社会（二〇五〇年カーボンニュートラル）に向けた五條市の取組について、お伺いいたします。

それでは、まず一つ目の質問です。

昨年の十二月議会で、五條市公式LINEアカウントの導入について提案をさせていただきました。検討していくと、前向きな答弁をいただきました。今年度の予算には公式LINEアカウントの導入経費が計上されていますが、現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（山口耕司）この際、傍聴人に申し上げます。

議場内は飲食禁止となっておりますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）一番斎藤議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條市公式LINEアカウントの導入に向け、現在システムの構築及び提供業務について公募型プロポーザル方式により受託者を募集中です。六月二十八日に選定委員会を行い、業者を選定することとしており、契約後速やかにシステムの構築等を進め、九月一日から運用を開始したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司）一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀）前向きに進めていただくということで、ありがとうございます。

公式LINEアカウントの内容ですけれども、具体的に市民が受けられるサービスやコンテンツについて答弁をお願いします。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）五條市公式LINEアカウントでは、新型コロナウイルス感染症関連情報や子育て情報、防災情報、観光情報など幅広い分野の中から利用者が欲しい分野の情報だけを受け取ることができるサービスを導入することとしております。

このほか、窓口、公共施設等の予約機能や事業、イベント等への意見を市に伝えることができるアンケート機能などを利用いただける予定です。

また、実施中のプロポーザルでは、参加業者から利用者の利便性向上につながるその他の機能を提案していただくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司）一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀）ありがとうございます。

年齢や性別、住んでいる地域によっても必要とされている情報というのはとても異なってくると思いますので、答弁にありましたように利

用者が欲しい分野を選択できる機能はぜひ進めていただきたいと思えます。

ほかの自治体の公式LINEアカウントを拝見していますと、例えば子供の誕生日を登録すると定期検診であったりとか、予防接種の時期の予約の案内が配信されたり、あと防災情報であったりとか、ごみ出しの日であったりとか、さらには観光情報なども配信できれば五條市の方はもちろんですが、五條市以外の方にも広く広報ができるのではないかなと考えますがいかがでしょうか。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）災害時の情報発信については、伝達手段を多重化し、确实かつ速やかに伝達することが重要なことから、担当課と連携のもとLINEを使った市民に分かりやすい発信ができるよう進めてまいります。

また、コロナワクチンや予防接種の予約、接種時期が近づいた際の案内については、生年月日等の登録など利用者の協力も必要となることから、システムを構築していく中で対応が可能であるか、受託業者や担当課と協議してまいります。

LINEは双方向でできる情報伝達手段であり、様々な活用方法が他にもあると思いますので、市民の皆様の利便性が一層向上するよう研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司）一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀）ありがとうございます。

市民と地域と行政をつなぐ大変重要なサービスであると思えますので、運用をスタートするに当たって広報のほうがとても大切になってくると思えますので、幅広く周知をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

「アフターコロナを見据えたにぎわいづくりによる関係人口の創出」事業の取組についてお伺いをいたします。

現在五條市を含む多くの過疎地域では、人口減少、高齢化によって地域づくりの担い手不足という課題に直面をしていて、全国的な課題であると思えますが、地域と多様に関わる方々を関係人口として、そのような様々な取組が求められていると思えます。

以前、当初予算説明でも御説明いただきました五條市の関係人口創出事業について、人口減少が進む五條市にとって重要な政策であると思えますが、事業の概要についてお伺いいたします。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）お答えを申し上げます。

本市ではこれまで市の総合戦略に係る人口創出プロジェクトを位置づけ、イベント企画など市外にお住まいの方が本市と関わりを持つことにより地域の手となり、将来的には移住までつながるよう、ふるさと納税などの事業に取り組んできたところです。

さらに、今年度からは市外からの交流の機会を増やす各種取組を各課が連携して進める、新庁舎及び旧庁舎周辺を核としたにぎわいづくりによる関係人口創出事業に取り組むこととしております。

同事業については国から認定を受けており、国の地方創生推進交付金を活用しながら令和六年度まで推進することとしております。

具体的な事業内容を申し上げますと、まず今年度、マルシェやサイクリングイベントなど、新庁舎開庁一周年に合わせたイベントの開催や橋本市との連携によるPR動画の作成、今年度開設予定の公式LINEアカウントをはじめとするSNS等を活用した大学生による若者向けの魅力発信などを行うこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司）一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀）ありがとうございます。

事業の内容を今説明いただいたのですけれども、具体的に今後の見通しについて答弁いただけますでしょうか。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）令和五年度以降につきましては、マルシェ等のイベントに参画いただいた学生やイベント参加者などから寄せられた意見を基にPR動画も活用しながら、地域資源を見直し、新たな観光コンテンツの創出を図ることとしております。

また、PR動画やSNS等を活用したターゲットに応じた効果的な情報発信を行うことにより、新たな関係人口を獲得するといった関係人口を呼び込む好循環が生まれるよう取り組んでまいります。

さらに、これまでの事業と組み合わせ、相乗効果を発揮できるよう公式LINEアカウントに登録いただいた市外の方に対し、本市のイベント案内やふるさと納税返礼品など、魅力的な情報を発信し、継続的に関わりを持つていただけるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 一番齋藤有紀議員。

○一番（齋藤有紀） 国からの交付金も活用して事業を進めていくというふうには答弁をいただきましたが、様々な自治体で関係人口創出に関する取組がいろいろ行われていると思うのですけれども、そうなるに関係人口の取り合いというものも起こっているのが現状だと思うのです。

例えば、地方都市ではIT化であったりとか、DXの推進が遅れているということも言われているので、地域の魅力や情報が届けられないことで関係人口の拡大を阻んでしまう要因になることも考えられます。

そして今回、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、リモートワークをはじめとするライフスタイルの変化もかなりあったと思います。そういうこともあって、地方へ滞在したり、また地域社会に関わりたいたいなどと思ったニーズも多くなっていると思います。その背景もまた活用して、ぜひ五條市の方も巻き込みながら、そしてほかの地域から五條市を訪れていただいて、短期的ではなくて継続的に関わりを持てる事業を進めていただけたらと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、続きまして、次の質問に移らせていただきます。

五條市におけるヤングケアラ―支援についてお伺ひをいたします。

ヤングケアラ―とは、本来大人が担うと想定されている家事や介護、感情面のサポートをしている十八歳未満の子供のことで、たびたび社会問題としても取り上げられています。しかし、まだまだヤングケアラ―の認知度が低いというのが現状です。しかしですね、私もこのヤングケアラ―の問題、調べさせていただくと、区別をしておかなくてはいけないというところが、通常の家庭でのお手伝いであったりとか家族のお世話とは異なるという点です。

問題は、心や体に不調をきたしたり学校生活にも影響を受けてしまったり、最悪のケースは自殺を考える子供もいる中、そういった問題で五條市ではヤングケアラ―の実態の把握というものは行われていますでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（山口耕司） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 一番齋藤議員の御質問にお答え申し上げます。

奈良県教育委員会において令和三年六月に県内の公立中学校三年生及び公立高等学校全生徒を対象にヤングケアラ―に関する実態調査を実施しております。その結果、週三日以上かつ平日三時間以上、家事や家族の世話をしている中学生や高校生が五條市内で数名確認されております。学校におきまして個別に確認しましたところ、ヤングケアラ―に該当し、支援を必要とする中高生はいませんでした。

また、五條市養護児童対策地域協議会におきましても児童虐待やDV等により支援の必要な子供やその家族について、ヤングケアラーという言葉が取り上げられる以前から対象となる子供を把握するよう努めておりますが、これまでのところ該当する事例はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀） 答弁ありがとうございます。

現時点では支援を必要とする中高生はいないという答弁ですが、実際にアンケートを取られて、週に三日以上かつ平日三時間以上家事や家族のお世話をしている中高生が五條市でも数名いらっしゃるという現状の中、私も調べさせていただいてまして、文部科学省と厚生労働省が令和三年三月に発表されたヤングケアラーの実態に関する調査結果によれば、中学生の約十七人に一人がヤングケアラーだということでした。しかし、このヤングケアラーと自覚をしている子供は二パーセントしかいないということです。そのような結果から、自覚のないまま負担がかかっている助けを求められない子供もたくさんいるのが現状なのではないかなと考えます。

五條市に、もしかするとそのような子供がいるかもしれないですし、今後支援が必要になる子供もいるかもしれないです。早期の把握や、また相談の支援の取組が重要だと考えます。

ヤングケアラーという言葉が生まれる前から、実際には支援が必要な子供は昔から存在していたと思います。しかし、なぜこれが今社会問題にまで発展しているのかなと思っている調べさせていただいたのですけれども、核家族が進んで、以前に比べて家族の形が変わってきて、孤立してしまう家族が多くなったことも要因じゃないのかなと思います。

実際、五條市でヤングケアラーの相談先であったり、周知などは現在行われているか答弁いただけますでしょうか。

○議長（山口耕司） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 答え申し上げます。

五條市では、児童福祉課に設置している相談窓口をヤングケアラーの相談窓口にも位置づけております。

市ホームページでは「ヤングケアラーを知っていますか」という、ヤングケアラーの周知の中で、市相談窓口を紹介しているほか、市外の相談窓口である児童相談所や二十四時間子供 SOS ダイヤルなどについても周知を行っております。

また、広報五條の令和四年二月号にヤングケアラーに関する啓発記事を掲載いたしました。

引き続き広報五條による定期的な周知をしていくとともに、学校においても児童生徒にパンフレットを配布するなど、ヤングケアラーについての理解を深める取組を進めていく予定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀） 答弁ありがとうございます。

学校教育の中でヤングケアラーの理解を深める取組を進めていくと今答弁をいただきましたが、ヤングケアラーの問題はとても深いものであると考えます。例えば、間違った認識で伝わってしまうと、学校内で、あの子はヤングケアラーなんだとか、あと家庭内で介護だったり家事をしなくてもいいんじゃないのというような、そういった偏見につながらないためにも、ヤングケアラーは、私は自分の考えなんですけれども、減らさなくていいとは思っているんです。しかし、ヤングケアラーになっても大丈夫なんだよと、みんなで支えるから、支援する社会なんだよという、そのような福祉教育であればいいなと思っています。では、今後の課題について答弁をお願いします。

○議長（山口耕司） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） お答え申し上げます。

ヤングケアラーについては大きく二つの課題があると考えています。一つは家庭の中で起こっている問題が多いことやヤングケアラーそのものに対する理解が広まっていないため、子供自身からSOSを発信することは少なく、実態を把握することが難しいことです。

もう一つは、家庭など子供を取り巻く環境に問題があることから、子供だけへの支援では解決せず、家族全体の支援が必要な場合が多いことです。

市ではこのような課題を解決するため、子供たちに届く相談窓口等の周知方法としてLINEの活用を検討するとともに、教育委員会等各関係機関と連携して実態の把握をし、早期発見・早期介入ができるように努めています。

なお、県におきましても子供や保護者の悩みをいち早くキャッチできるように、SNSを活用した相談窓口の開設を進めておりますので、県と連携し、その周知にも努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀）答弁ありがとうございます。

LINEの活用というお話もありましたが、なかなか中高生が役所の窓口に来て相談をするということはハードルが高いと思いますので、日頃お友達とのツールで使っているLINEであったりとか、そういったSNSを活用して相談ができるのはとってもいいことだなと思います。ぜひ進めていただきたいです。

そして、予算編成というのは国で進められていると思うんですけども、多くの取組が法律でなかなか義務付けられているわけでもなく、実際にどう進めていくかという、自治体の動きがとても重要になる問題ではないのかなと思っています。

役所の窓口にも、例えばですね、介護の問題であったりとか、児童の問題、いろいろな問題、福祉部局に来られる方、様々だと思うんですけども、その相談の内容によってはいろんな背景や要因が隠れているのではないかと気にかけていただけたら、また幅が広がるのではないかなと思います。そしてまた、福祉部局全体の共有も必要ではないのかなと考えます。そして何よりも、ヤングケアラーの問題で大切なのは、教育委員会と福祉部局の連携がとても重要になってくると思いますので、どうぞよろしく願います。

それでは、続きまして子ども食堂支援について伺います。
無料や安価で栄養のある食事がとれる場所、子ども食堂というふうに言いますけれども、近隣の自治体から比べると子ども食堂の活動が五條市はとて少ないと感じます。

「子ども食堂をやりたいんだけど。」と、耳にすることがあるんですけども、やはり運営面で課題も多いと耳にしています。共働き家庭も一般的になってきて、学校から帰って来た子どもたちが御飯を一人で食べる「孤食」というものも多くなってきています。

子ども食堂は、暖かい食事の提供の場所だけではなくて、親同士の悩みも相談できたりとか、先ほども質問させていただきましたヤングケアラーの支援や把握、発見にもつながるのではないかなと思います。

五條市で子ども食堂を増やしていく取組について伺います。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）一番斎藤議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、五條市で子ども食堂を行っているところは民間等で数件と把握しております。

市ではSDGsの観点から、新たな事業を考えている民間事業者や法人等も含めた多くの方々に五條市内で広く子ども食堂を開設していた

だくことが重要と認識しており、そのためのきっかけづくりとなる取組を進めたいと考えております。

具体的には、子ども食堂の紹介や開設に当たったての国・県等による財政的支援についての周知を市ホームページで行うほか、開設支援の窓口を設置することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀） ありがとうございます。

そういった財政的な支援であるとか、そういったところが一番課題になってくるのかなと思いますので、進めていただけたらありがたいなと思っています。

そして、人が集まる場所であったりとか、地域住民のコミュニケーションの場としても機能をしていくのではないかと考えています。例えば、地域の方が育てた野菜であったりとか、農家さんから御寄付をいただいた食材を利用している子ども食堂もほかの自治体ではあるようです。例えば、五條市のにぎわい棟であったりとか、地域の公民館であったりとか、また空き家なども利用できないかなと考えています。民間の事業者さんで子ども食堂を始めたいという方がいらっしゃるとい声もたくさん聞きますので、ぜひ支援と周知をよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問です。

二〇二〇年十月、政府は二〇五〇年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするという脱炭素二〇五〇年カーボンニュートラル社会の取組を目指すことを宣言されました。取組が全国的にも行われていますが、五條市の今後の目標や取組について伺いをいたします。

○議長（山口耕司） 久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦） 一番斎藤議員の御質問にお答え申し上げます。

国は、二〇二〇年十月に二〇五〇年までのカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、中期目標として二〇三〇年度までに温室効果ガスを二〇一三年度比で四六パーセント削減することを掲げています。また、この実現に向け、二〇二〇年から五年間を集中期間と位置づけ、政策を総動員することとし、新たな交付金も設けられたところでございます。

本市におきましてもこの動きに遅れることがないよう、カーボンニュートラルに向けた取組を進めたいと考えております。

まず、今年度は二〇一三年に策定した五條市地球温暖化対策実行計画事務事業編について改定することとしてしております。次年度以降につきましては、事務事業編の改定に当たって検討する具体的な取組を国の交付金を活用しながら展開していきたいと考えております。

また、市行政だけではなく、地域が一体となってカーボンニュートラルに取り組むための施策を盛り込んだ、五條市地球温暖化対策実行計画の区域施策編についても策定していきたいと考えております。

このように、計画策定やそれを踏まえた様々な取組を進めていくこととしておりますが、市職員も含め市民一人ひとりが簡単にできる身近な対策を進めていただくことも必要不可欠でございます。例えば、燃やすごみの量を少しでも減らすためのリデュース、削減だったりとか、リユース、再利用、リサイクル、再資源化の、いわゆる3Rの徹底や、不要な照明の消灯、パソコンなど電子機器の省電力モード化、エアコンの設定温度の適性化などがあります。さらには、外出する際、可能な範囲で徒歩や自転車、公共交通を利用することで車から排出される二酸化炭素も減らすことができます。

このような脱炭素社会に向けた身近な行動を実践に移していくためには、市民の皆様をはじめ市職員自身の意識を変えていただくことがまず第一歩になると考えており、そのための啓発活動や環境教育にも力を入れていく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀） ありがとうございます。

様々な取組を計画されていることですが、答弁の中で五條市の温暖化対策実行計画事務事業編というふうにございましたが、どのような計画か具体的に答弁いただけますでしょうか。

○議長（山口耕司） 久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦） 現在の計画には、温室効果ガス排出削減目標を記載し、その削減目標を達成するための取組を記載してございます。今年度行う計画の改定作業では、まず前回調査した二〇一三年の五條市の庁舎から排出された温室効果ガスの排出量と現在の排出量を比較するため、二〇二二年の温室効果ガスの排出量を算出することとなります。続いて、その算出結果をもとに、二〇三〇年までに四六パーセント削減するためにはどうしていくべきか、市としての取組、庁舎をはじめとする公共施設での省エネルギー対策を検討していくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀） ありがとうございます。

ぜひ進めていただきたいなと思っておりますが、例えば五條市は都市部にはできない取組もあると思うのです。

例えば、注目されるまちにもつながると思うのですが、五條市は自然が豊かであったりとか、活用できる農地や土地があったり、森林の活用、また植樹などを行うことよって温室効果ガスの排出削減も、もちろん共に行っていたいただきたいのですけれども、酸素を作っていくという、そういった取組も五條市だからこそできるのではないかと考えています。

まだまだこのカーボンニュートラルの問題は大きな課題ではあると思うのですが、ぜひ前向きに進めていただいて、ほかの地域から五條市が注目されるような、そういった取組を進めていただけたらと思っております。

これで私の一般質問を終わります。
ありがとうございました。

○議長（山口耕司） 以上で、一番斎藤有紀議員の質問を終わります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十時四十五分まで休憩いたします。

午前十時三十分休憩に入る

午前十時四十五分再開

○議長（山口耕司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確をお願いいたします。

なお、質問席におきまして質問される議員は、マスクを外していただいても結構でございます。

次に、二番谷 勝啓議員の質問を許します。二番谷 勝啓議員。

〔二番 谷 勝啓質問席へ〕

○二番（谷 勝啓）議長から発言の許可をいただきましたので、二番谷 勝啓の一般質問を通告に従い始めさせていただきます。
まず一つ目の、交通安全対策について。

去る十二月定例会の私の初めての一般質問において、五条駅南側、駅前の通勤通学の時間帯、通行者の送迎用の一般車両、学校に向かうスクールバス等で大変混雑し、大変危険であるとお分かりいただいた上で、「当該箇所につきましては、県道やＪＲ西日本が管理すべき部分でございまして、交通安全対策についても、まずは各管理者が行うべきと考えております。」、「ＪＲ西日本や県の各管理者に伝えさせていただきます。」と答弁されていますが、あれから半年が過ぎました。そこでお尋ねしますが、ＪＲ西日本や県の各管理者のどのような部署に伝えいただき、どのような見解をお持ちであったのか答弁願います。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番谷議員の御質問にお答え申し上げます。

五条駅南側の安全対策につきましては、昨年十二月議会の後、ＪＲ西日本及び県道管理者に対しまして交通安全対策の実施の必要性などを伝えてございます。

各部署でございしますが、ＪＲ西日本におきましては大阪にございます近畿統括本部、県道管理者におきましては五條土木事務所の計画調整課のほうにお伝え申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）当該箇所につきましては、県道やＪＲ西日本が管理している部分でございまして、交通安全対策についても、まず各管理者が行うべきという理事者のお考えはごもつともであると思いますが、しかし、当該箇所は市道と接しており、鉄道公共交通機関において唯一無二の当市の玄関口であり、そこを通行される方は大半が市民の皆様であると言っても過言ではありません。

市として、市民の皆様の交通安全対策という観点から、県やＪＲ西日本と協力して積極的に取り組むべきと考えますが、見解を答弁願います。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）御質問にお答え申し上げます。

五条駅から市道須恵四号までの県道が通学路として指定されていることから、五條市通学路安全推進協議会において具体的な交通安全対策を協議の上、その実施について各管理者へ要望してまいりたいというふうを考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）五条駅南側を利用される中には、多くの学生さんもおられます。その子供たちのためにも、市として安全に向けた改善を積極的に取り組まれますようお願いいたします。

次の質問に移ります。

二つ目の市庁舎周辺の交通安全対策についてお尋ねします。

まず最初に、この新しい庁舎に移転してまいりまして約半年が過ぎましたが、日々の来庁者の数やその交通手段、そして来庁ルートについてお答え願います。そのような調査統計がなければ結構です。答弁をお願いします。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）御質問にお答え申し上げます。

来庁者数や交通手段の統計とは異なりますが、庁舎移転の影響による交通量の増減につきましては、市道旧岡中線と市道岡口九号線の交差点部におきまして交通量調査を行っております。

調査は、移転前の平成二十九年四月と移転後の令和四年一月に実施しており、データを比較いたしますと、平日で交通量が約一・三倍、閉庁日の土曜日におきましては一・一倍の交通量が増加してございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）来庁される方の多くに車両を利用される方が見受けられるところではありますが、庁舎竣工時には開通されるはずであった岡口三号線が現状として開通されていない。今はその大半が庁舎前道路を北上するか南下するかかどのいずれかであると想定されます。

南下する場合は本陣交差点方向に、もしくは途中駅前商店街の一方通行を抜けられます。そのいずれにおきましても、通行車両の数は以前

より増えているのではないでしょうか。

また、北上される場合においても、幾つかの待避所はあるものの、交通安全の観点からは決して十分な幅員とは言えません。北部幹線に向けた東西に通る道も狭く、安全面からは危険な道になりかねません。また、今お話ししたいずれの道においても車道と歩道の分離は大半がなされておらず、歩車分離の観点からも安全面で不十分であると思われれます。

そこでお尋ねします。

岡口三号線の開通を目指しておられたことを踏まえ、改めて庁舎を利用される全ての方々、また近隣住民の皆様に対し、今後どのような交通安全対策が必要とお考えなのか。どのようなプランをお持ちなのか、答弁お願いします。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）御質問にお答え申し上げます。

新庁舎が完成したことにより、市道旧岡中線など庁舎周辺の交通量が増加しています。これを受けまして、昨年度より公用車及び職員の通勤車両に対して、市道旧岡中線の通行を控えるように通知し、交通量の低減に努めました。

また、今年度からは、車両の通行に支障を来す部分を解消し、歩行者の安全を確保できるよう、市道旧岡中線の拡幅に着手することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）今後五十年、百年と、この場所を中心として、このまちの活性化につなげていくには、この場所への動線における安全性及び利便性の向上が必須であると考えますので、より一層の取組を願います。

次に、三つ目のグリーンベルトの設置についてお尋ねします。交通量が増えて非常に危ないと聞きますが、私も議員として来庁する回数を重ねるうちに、先ほど申し上げた北上するルートにおいて何度か通学する児童を見かけましたが、その児童が歩くその道に通学路を示すグリーンベルトが敷かれていないことに気づき、教育委員会を訪ね、その必要性を説いてまいりましたが、一向に改善が見受けられないので、あえてこの場でお尋ねします。

先ほど来お話しさせていただいたとおり、庁舎がこの場所に移転して以降、車両の通行量が増えているのは火を見るよりも明らかで、その

安全性に疑問を呈したところです。その同じ動線を児童が通学路として歩行しているのですから、その安全を確保することは喫緊の課題で、即座にグリーンベルトの設置が必要であると考えますが、見解を答弁願います。

○議長（山口耕司） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） 二番谷議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市では関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ることを目的として、五條市通学路安全推進協議会を設置しております。

当協議会では、小・中学校から報告される通学路における危険箇所や対策必要箇所について取りまとめ、協議会を構成する関係機関による合同点検を実施しております。

この合同点検の結果を踏まえまして、議員お述べのグリーンベルト設置などの対策案やその対策を担当する部署について調整することとなります。その後、担当部署にて対策案の具体的な検討を行っていくこととなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓） 通学路における安全確保は、将来を担う子供たちのために何をおいても取り組まなければならないと考えます。早急な対応を願って、次の質問に移ります。

次に、二つ目の公立小・中学校の修学旅行についてお尋ねします。

（一）小・中学校の修学旅行の行き先についてですが、ここにおられるほとんどの方が、小学校のとき、中学校のとき、この修学旅行を経験し、これまでの人生において大切な思い出となっていると思われまます。私たちが子供のころは生徒数も多く、それぞれの学校単位で、またクラス単位での思い出が作られたのですが、昨今の少子化状況を鑑みると一校に一クラスないし二クラス、生徒数もかなり少なくなっているのが現状です。

私たちが子供の頃のように、生徒数が多ければ各学校単位でその学校の特色を出して、その行き先も決定されていたと思われまます。今の市内の修学旅行に行く生徒数を見れば、その特色を出すのも難しく、市内で育まれる子供たちの公平性を考えると行き先も含めてある程度共通した思い出づくりをさせてあげることが必要ではないのかと考えまます。答弁願います。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

小・中学校の修学旅行についてでございますが、令和三年度計画段階での行き先については、三中学校とも五月に沖縄県での実施予定でありました。各校で再検討した結果、五條中学校は当初計画どおり五月に沖縄県で実施、五條東中学校は六月に高知県で実施、五條西中学校は九月に兵庫県で実施する予定となっております。

小学校においては、全校十月から十一月に広島県を予定しております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）修学旅行の行き先の選定基準と決定方法について答弁をお願いします。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

学校が行う旅行・集団宿泊的行事に関しては、文部科学省の定める学習指導要領の学校行事に属し、教育課程に位置づけられており、学校長の判断で実施場所や実施時期について決定することとなっております。

教育委員会に対しても、届出事項として提出されております。市内小・中学校では学校長を中心に協議し、最終的に学校長の判断により行き先を決定しております。

五條中学校は、沖縄県の感染状況に鑑み、感染者が集中している島南部は避け、人口密度の低い島北部を中心に計画していたことや、受入先の感染対策も万全であることも踏まえまして、事前に保護者アンケートを取ったところ、百パーセント沖縄県で実施してもらいたいという結果もあり、予定どおり実施となりました。

また、五條西中学校は、PTA運営委員会でも相談し、一定数の反対意見もありました。万が一感染者が出た場合、保護者が迎えに来ることができるところを最優先に選定することとなり、沖縄県はキャンセルとし、兵庫県としております。

次に、五條東中学校も、五條西中学校同様、保護者が迎えに来ることができるところを選定基準とし、新幹線や航空機の使用を避けた場所として高知県を選定いたしました。

なお、小学校は、全校広島で平和学習を予定しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）今進められてきた学校適正化事業により、各地域にあった保育所がなくなり、認定こども園に子供たちは集約され、就学後も学校数は減り、これまでの校区割も緩和される傾向にあります。そんな中、親御さんと共に、子供たちの中で、もともと行き先が一緒だったのに、あの学校とこの学校と行き先が違い、あの学校の行き先の方が良かったという声も聞かれています。

先ほども申し上げましたように、児童の数が少子化傾向により減少している状況の中、この五條市で育まれる子供たちに公平な教育環境の構築に努められ、公平な思い出づくりをさせてあげることが望ましいと、私の意見として伝えておきます。

次に、三番、事業の工事などの発注について。工事発注の平準化について。

事業者が年間を通して工事を受注するには、年度末など工事量が集中する繁忙期と年度始めの閑散期の工事量の差をなくして、年間を通して工事量を安定して発注する必要があると思いますが、市としての取組についてお聞かせください。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）二番谷議員の御質問にお答え申し上げます。

公共工事も含め各事業については、年度当初からの早期執行を図るよう、毎年度、財政当局より各課に通達しているところでございます。これを受け、公共工事につきましても事業条件等が整い次第、早期発注するよう事業課へ通達しているところでございます。

各事業課において早期発注に取り組めば、通常工事発注もある程度平準化されるものと考えています。

引き続き、年度末に工事が集中しないよう、早期発注の原則のもと、発注計画を立てて取り組むよう促してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）（二）柔軟な工期の確保について。先ほどと類した質問となりますが、工事が一時期に集中することにより、事業者の負担が増え、工期内の竣工にかなり無理がかかると思われます。先ほど申したとおり、年度末には事業者の技術者確保が困難なほどの工事量があります。余談になりますが、私の若いころ、五條市役所の工事の施工、工期を急がされ、雪の積もった中、無理な工期で無理して行き、若い

命を身近でなくした苦い経験もあります。市としての対策を聞かせてください。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）お答えを申し上げます。

まず、地方公共団体の会計につきましては、単年度会計を原則としております。こうしたことから、公共事業についてもその事業の性質上、長期となる工期設定が必要な場合を除いては、単年度での執行を基本に進めています。

先ほども申し上げましたが、早期発注を原則に発注計画を立てて取り組めば、ある程度施工時期の平準化を図ることとなり、それが余裕を持った工期の確保につながるものと考えておりますので、引き続き促してまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）受注する業者経験から、発注者に対しいろいろ話しましたが、そもそも忘れてはならない一番肝心なことは、公共事業や工事は行政がそこに住まわれる市民の皆様の暮らしやすい環境、安全を構築するために取り組むべきが目的であり、その市民の皆様の暮らしの充実した環境づくりのため、我々行政に携わる者の協力があって、それぞれの立場で取り組むべきだと述べておきます。

四番、新型コロナウイルス感染症について。

（一）五條市の感染人数の総合計について。新型コロナウイルス感染症による第六波の感染拡大も落ち着き、減少したところではありますが、依然完全な収束には至らず、県内においても日に百人を超える方が感染しておられ、本市におきましても日々数人ではありますが出ている状況であります。

まず、お尋ねいたしますが、本市において新型コロナウイルスによる感染者が出てから現在までの五條市の感染者数の総合計についてお聞かせください。

○議長（山口耕司）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）二番谷議員の御質問にお答え申し上げます。

令和四年五月三十一日現在、本市の新型コロナウイルス感染者数は合計で一千四百五十八名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）（二）五條市民の何パーセントが感染したか。何人死亡したか。五月末までの本市の感染者数が一千四百五十八名ということとありますが、それは本市の人口比率にしたら何パーセントぐらいになるのでしょうか。

また、本市の感染者の中で亡くなられた方は何名ほどいらっしゃるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（山口耕司）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）本市の感染者数一千四百五十八名を令和四年五月三十一日現在の本市の人口二万八千四百十六名で単純に割りますと、市民の約五・一パーセントが感染したことになります。ただし、実際には重複感染された方もおられる可能性がありますので、正確な数値であるとは言い切れないところでございます。

また、死者数につきましては五名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）（三）今後の感染急拡大や新たな感染症が発生した場合の市の業務体制について。コロナウイルスもいつ感染が拡大するか、またコロナウイルスに続き新たなウイルスがいつ発生するのかわからない状況であります。そこで、今まではどのような対応を取られていたのか、また新たな感染症が発生したとき、市としてどのような業務の体制を取るよう考えているのか、お聞かせください。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）お答えを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が発生して以来、庁内において非接触型検温器や手指消毒液の設置、庁内共用部分の消毒作業などを行い、通常業務が維持できるよう努めてまいりました。

また、各部署で複数の感染者が出た場合、他課から応援するため最低限必要な人員を確保する取組をしてきたところでございます。

そのほか、ワクチン接種の開始に伴い必要となる人員の配置転換や、外部への業務委託なども実施してまいりました。

今後、感染の急拡大や新たな感染症が発生した場合につきましても、状況をみながら感染防止対策を取りつつ業務体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）（四）多数の市職員が感染等により登庁できない場合の業務体制について。今後、新たな変異株による感染急拡大といった有事が起こったとき、市役所職員の全員が市役所に来て、今されている仕事、業務が平常時と同じようにできるかは分らないところだと思います。

このような有事により、職員が登庁できない場合の業務体制について、どのようにされているのかお聞かせください。

○議長（山口耕司）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）多数の市職員が感染等により登庁できない場合でも、市民サービスの低下を招かないよう業務を継続していく必要があります。

想定以上の感染者が出た場合に備え、本市では作成できておりませんが、業務継続計画についても今年度のできるだけ早い時期を目途に作成できるよう作業を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）どのような事態になっても、市民へのサービスを維持できますよう今後の対応をお願いいたします。

公務に就いているとはいえ、生身の人間である以上、いついかなるときに感染するかもしれません。日頃からの予防対策には、市民の皆様以上に取り組まれることを望みます。

次、五番、動物愛護・野良猫について。

（一）五條市のTNR活動について。猫の保護活動や野良猫の話題が出るとき、「TNR」という言葉を聞いたことはありませんか。

TNR活動とは、飼い主不明猫の増加抑制のために不妊手術をして元の場所に戻す活動のこと、保護すること。「T」、トラップ、不妊手術、「N」、ニュート、元の場所に戻す、「R」、リターンを略した言葉です。またTNRが済んだ猫の耳は目印のためV字にカットされ、雄は右耳、雌は左耳をカットして「さくらねこ」と呼ばれます。五條市ではTNR活動についてどのようなことを行っていますか。答弁お願いします。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）二番谷議員の御質問にお答え申し上げます。

猫は繁殖能力の高い生き物です。そのため飼い主がいらない猫が繁殖することにより、地域の住環境を悪くし、様々なトラブルの原因となることがあります。

このため、TNR活動、いわゆる捕獲機などで野良猫を捕獲し、不妊・去勢手術を行い、その後元に戻す活動が全国各地でNPOやボランティア団体を中心に展開されているところでございます。

○議長（山口耕司）傍聴人に申し上げます。

傍聴人に申し上げます。

議場内での写真撮影は控えてください。

傍聴人に申し上げます。

議場内での写真撮影は控えてください。

傍聴人、退場してください。退場願います。

答弁願います。

○産業環境部長（久保雅彦）五條市でも、市民やボランティア団体と協働し、TNR活動に取り組んでいるところでございます。具体的には、昨年十一月に公益財団法人どうぶつ基金が手術費用等を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」への協働登録を行い、翌十二月から不妊手術を行うさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）を、猫の保護活動を行うボランティア団体に配布しております。さらに、今年度からは、猫の捕獲等に必要なおり等の用具の購入に対する補助制度を始めたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）さくらねこ無料不妊手術チケットの配布状況はどうなっていますか。答弁願います。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）令和三年十二月より毎月十枚配布してございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）配布枚数を増やすことは可能ですか。答弁願います。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）活動状況に応じまして、枚数を増やすことは可能であると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）ボランティア団体にしか配布はされないのですか。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）個人がチケットの配布を希望するような場合でございましたら、直接公益財団法人どうぶつ基金に登録をさせていただきますと個人にチケットが配布される仕組みとなっております。ご了承ください。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）（二）ふるさと納税型クラウドファンディングの実施について。TNR活動に対し、市も直接予算を確保するというのは難しいと思いますが、大和高田市のようにふるさと納税型クラウドファンディングを実施し、予算確保することはできませんか。答弁をお願いします。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）資金調達の面で、ふるさと納税型クラウドファンディングは有効な手段の一つと考えられますが、まずは先ほどか
ら言いますTNR活動をより効果的に行うにはどのようなようにしていけばいいのか、他市の状況も含め研究・検証してまいりたいと考えてござい
ます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）次、（三）野良猫の保健所での取扱いについて。野良猫を捕獲し保健所に持ち込むとどうなるのか、お尋ねします。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）奈良県では、年間約一千頭の飼い主がいない猫が保護されているとございます。保健所に一時保護された猫は、うだ・アニマルパーク内にある奈良県中和保健所動物愛護センターに搬送され、一定期間保護されます。保護された猫のうち、人と暮らす適性があるものにつきましては飼育できる方に譲渡されますが、一週間保護された後飼い主が見つからない場合には、やむなく安楽死処分を行っているかと聞いてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）安楽死処分される割合は分かりますか。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）申し訳ございません。

今手元にその数は分かってございません。

以上、答弁とさせていただきます。……すみません、失礼いたしました。

安楽死処分される割合でございますが、約八割から九割が安楽死処分される状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）（四）ふるさと納税の寄付金の用途への追加について。ふるさと納税の寄付金の使い道には追加できないですか。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）現在ふるさと五條市応援寄付金を活用する事業項目といたしましては、一、医療、福祉、環境保全に関する事業。二、産業の振興に関する事業。三、道路建設等の生活基盤の整備に関する事業。四、消防防災に関する事業。五、教育・文化振興等に関する事業。六、使途を限定しない市政一般への活用の六項目としておりまして、動物愛護に関する活用を御希望される場合は、寄付に際し「環境保全に関する事業」への活用を選択していただくこととなります。

環境保全に関する取組のうち、個別の事業への充当につきましては、執行状況や財源などを勘案し、財政部局と調整の上行っていくこととしており、実際にさくらねこ事業に充当するかどうかは、その過程で判断することとなります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）（五）さくらねこ補助金事業について。今年度からさくらねこ補助金事業を予算計上し、今期五万円付けてありますが、予算を上げることは可能ですか。また、補助金について、猫の捕獲等に必要な、おり等の用具の購入に要する補助制度とありますが、捕獲おり以外、例えばタウンミーティング等に係る経費などに補助はできませんか。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）五條市さくらねこ事業補助金の今後の予算につきましては、交付実績や事業効果、また必要性などを勘案し、担当課として要求していくことになると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）今後、不幸な猫を減らし、地域環境を良くするTNR活動の事業の発展、推進をお願いします。

これで、二番谷 勝啓の一般質問を終わります。

○議長（山口耕司）以上で二番谷 勝啓議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時二十二分休憩に入る

午後一時零分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。

なお、演台で議案説明される職員につきましては、マスクを外していただいても結構でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）次に日程第二、報第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第六号 五條市土地開発公社の経営状況の報告について。

○議長（山口耕司）報告を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第六号 五條市土地開発公社の経営状況の報告について、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の五條市土地開発公社令和三年度決算書・事業報告書の一ページより御覧いただきたいと存じます。

それでは、令和三年度五條市土地開発公社決算書について、御報告申し上げます。

まず一、収益的収入及び支出、（一）収入の部でございますが、第一款土地開発事業収益の予算額合計二百五十五万八千円に對しまして、決算額は二百二十万六千六十八円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、第一項の事業収益につきましては、公共用地の売却がなかったことから、これに係る収益はございませんでした。

次に、第二項の事業外収益につきましては、二百二十万六千六十八円となっております。

続きまして、（二）支出の部でございますが、第一款土地開発事業費用の予算額合計六百一十一万七千円に對しまして、決算額が四百二十二万一千五百九十九円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、第一項の事業費用につきましては、四十四万六千二百九十三円、第二項の事業外費用につきまし

ては、八十五万二千二百六十六円、第三項の特別損失につきましては、二百九十二万二千五百円でございます。

次に、第四項の予備費につきましては、その予算額五十万円の全額が不用となっております。

恐れ入りますが、二ページを御覧ください。

続きまして、二、資本的収入及び支出についてでございます。

まず、(一) 収入の部、第一款資本的収入の予算額三十万一千円に對しまして、決算額が三万三十九円となっております。

当該決算額の内訳は、第一項の利子補給金のみでございます。借入金利息支払額に對する市からの利子補給金でございます。

続きまして、(二) 支出の部、第一款資本的支出の予算額合計三百十六万円に對しまして、決算額が二百四十七万六千二百七十九円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、第一項の用地取得造成事業費につきましては、決算額が二百四十七万六千二百七十九円となっております。

また、資本的収入が資本的支出に對し不足する額、二百四十四万六千二百四十円につきましては、損益勘定留保資金で補填をしております。次に、三ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは損益計算書でございます。令和三年度における当公社の経営成績を明らかにするため、会計期間に属する全ての収益とこれに對する全ての費用とを記載して、当年度の経営の状況並びに純損益を表示するものであります。

一の事業収益ゼロ円から二の事業費用合計四十四万六千二百九十三円を差し引いた額であります。事業損失四十四万六千二百九十三円と、三の事業外収益合計二百二十万六千六十八円から四の事業外費用八十五万二千二百六十六円を差し引いた額であります。百三十五万三千八百二円を加えた当年度の経常利益は九十万七千五百九十九円の黒字となりますが、五の特別損失二百九十二万二千五百円を差し引いた額二百一十四千九百九十一円、これと同額が当年度純損失となりました。

続きまして、四ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書でございます。

利益準備金に前年度の純利益である前年度繰入額三十九万七千七百八十一円を積立てし、令和三年度の純損失である当年度未処分損失金二百一十四千九百九十一円を利益準備金から取り崩すものとなっております。

続きまして、五ページから六ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、貸借対照表でございます。令和三年度における当公社の財産状況を明らかにするため、貸借対照日であります令和四年三月三十一日における全ての資産、負債及び資本の現在高を記載したものでございます。

五ページの一番下の行の資産合計、二十一億八千五百二十二万一千三百九十四円に對しまして、次のページ、六ページの中ごろに記載しております負債合計が十九億三千二百二十三万七千七百七十七円、また、下から二行目の資本合計が二億五千二百八十八万四千三百七十七円で、負債・資本合計は二十一億八千五百二十二万一千三百九十四円となっております。

続きまして、七ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、キャッシュ・フロー計算書でございます。令和三年度における当公社の現金の動きを明らかにしたものでございます。

令和三年度における現金及び現金同等物増加額はマイナス四百五十九万五千五百三十一円となり、期末残高は一千七十八万四千五百六十四円となりました。

次に、八ページを御覧ください。

続きまして、令和三年度の五條市土地開発公社事業報告を申し上げます。

令和三年度事業の総括としましては、一、継続事業、二、その他の事業、保有土地の売却はございませんでした。

そのほか、保有土地の暫定利用といたしまして、五條駅前整備事業用地を臨時有料駐車場として利用しております。

また、公社が保有する土地につきましては、草刈等の実施による適切な維持管理、土地売却に備えた土地地積更正の実施、さらに簿価上昇の抑制を図るため、引き続き市基金から借入をしているところでございます。

引き続き、九ページを御覧ください。

三、臨時駐車場利用状況では、JR五條駅前臨時駐車場における月別の利用状況を記載しております。

また、四、経理の状況では、令和三年度の収益的収支及び資本的収支の状況について記載いたしております。

続いて、十ページを御覧ください。

五、理事会の議決事項、六、職員に関する事項を記載いたしております。

続きまして、十一ページから十二ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますのは財産目録でございます。令和三年度末における公社が所有する財産、すなわち資産及び負債の全てを目録にしたもので、この財産目録により当該事業年度末における公社の正味財産が計算される書類であります。

まず、資産の部でございますが、合計で二十一億八千五百二十二万一千三百九十四円となっております。この内訳といたしましては、現金や預金、また事業活動において経常的または短期間に反復して発生する取引に伴い発生した資産、さらに短期間に消費されまたは他の形態に転換する資産であります。流動資産につきましては、現金預金の一千七十八万四千五百六十四円、基本財産の五百万円、事業用地の二十億九千二百六十三万八千八百三十円となっております。

次に、十二ページの負債の部でございますが、合計で十九億三千二百二十三万七千七百七十七円となっております。この内訳といたしましては、長期借入金として、その他事業用地の五條市基金からの借入が十五億二百八十万円でございます。

そして、事業活動における取引によって発生した負債等であり、流動負債が四億百十五万七千七百七十七円となっております。

結果としまして、差引正味財産は二億五百二十八万四千三百七十七円となっております。

十三ページ以降の付属資料につきましては、説明を割愛させていただきます。

続きまして、令和四年度五條市土地開発公社事業計画書・予算書・資金計画書について御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和四年度五條市土地開発公社事業計画書・予算書・資金計画書の二ページを御覧いただきたいと思います。存じます。

最初に、令和四年度事業計画から説明させていただきます。

一の一般用地取得造成事業計画の新規事業及び継続事業、二の公共用地取得事業計画の新規事業につきましては、双方とも令和四年度の計画でございます。

続きまして、二ページを御覧いただきたいと存じます。

次に継続事業でございますが、事業用地名の一・二見公共用地から七・野原新町公共用地までの七つの事業用地につきましては、計画事業費を合計一千四百七十四万四千円計上いたしております。

事業計画については、以上でございます。

続きまして、令和四年度予算を御説明申し上げます。

三ページを御覧いただきたいと存じます。

最初に、第二条の収益的収入及び支出の予算額でございますが、公社の単年度における経常的な事業活動を示すものであり、事業活動に伴い発生する全ての収益と全ての費用が、現金収支の有無に関わらず、発生の事実に基づいて計上されるものであります。

収入の部では、第一款土地開発事業収益といたしまして、二億八千三十六万四千円を計上いたしております。

その内訳でございますが、第一項の事業収益につきましては二億七千七百七十七万二千円を、次に第二項の事業外収益としまして二百五十九万二千円を計上いたしております。

続きまして、支出の部でございますが、第一款、土地開発事業費用といたしまして二億七千七百七十七万一千円を計上いたしております。

その内訳でございますが、第一項の事業費用につきましては二億七千七十一万円を、第二項の事業外費用としまして百十六万一千円を、第三項では予備費として五十万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、四ページを御覧いただきたいと存じます。

第三条の資本的収入及び支出の予算額でございますが、資産の処分の有無に関わらず、資産の増加に係る支出や負債の減少に係る支出及びこれらのために必要な資金収入を計上するものであります。

また、資本的収入額の一千三百七十五万二千円が資本的支出額の一千五百七十一千円に対して不足する額である百三十一万九千円は、損益勘定留保資金で補填するものとしております。

まず、収入の部でございますが、第一款資本的収入といたしまして、一千三百七十五万二千円を計上いたしております。

その内訳でございますが、第一項で長期借入金一千三百六十万円を、第二項で利子補給金十五万二千円を計上いたしております。

次に、支出の部でございますが、第一款資本的支出といたしまして、一千五百七十一千円を計上いたしております。

次に、第四条の長期借入金につきましては、五条駅前整備事業用地の買収に係る用地費準備金を市基金からの借入れを想定しており、その限度額一千五百万円を定めているものでございます。

予算については、以上でございます。

続きまして、令和四年度資金計画を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、一の受入資金でございますが、先ほどから御説明を申し上げました、一の事業収益から、四の利子補給金に、五の前年度繰越金を加えまして、合計で三億四百一十一万八千円でございます。

次に、二の支払資金でございますが、一の事業費用から四の用地取得造成事業費に、五の未払金を加えまして、合計で一千八百二十五万二千円となっております、差引で二億八千五百八十六万六千円の資金残高を見込んでおります。

続きまして、六ページから七ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧いただいておりますものは、令和四年度予定貸借対照表でございます、令和四年度における当公社の財産状況を明らかにするため、貸借対照日であります令和五年三月三十一日に予定する全ての資産、負債及び資本を記載したものであります。

資産合計の二十一億二千八百七十四万二千円に對しまして、次の七ページにございます負債合計が十九億一千五百六十八万円、資本合計が二億一千三百六万二千円、負債・資本合計は二十一億二千八百七十四万二千円でございます。

引き続き、八ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、債務に関する計画書でございます、長期借入金の令和三年度末の債務額十五億二百八万円に對しまして、令和四年度中は一千三百六十万円での用地取得を予定し、同額の借入を見込んでおりますので、令和四年度末の債務額は十五億一千五百六十八万円となる見通しでございます。

なお、九ページ以降の令和四年度五條市土地開発公社予算説明書につきましては説明を割愛させていただきますので、後刻御清覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、報第六号 五條市土地開発公社の経営状況の報告についての報告を終わらせていただきます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」、「四番」、「三番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）令和三年度の決算書・事業報告書で質問します。

もう一度お聞きしますが、この決算書の中での現金預金は幾らになるのか。それは何ページのところにあるのか。その辺まずお願いします。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

令和三年度決算書の十一ページを御覧いただきたいと存じます。

財産目録の流動資産の一つ下の現金預金というところがございますが、南都銀行に一千七十五万四千五百六十四円、現金として三万円、基本財産として南都銀行に五百万円の預金がございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）そしたら、借入金の合計は幾らになるのか、この決算書の何ページにあるのか。その辺お願いします。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）決算書の十二ページを御覧いただきたいと思えます。

その負債の部のところの長期借入金の方の五條市の十五億二百八万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今答弁ありましたように、現金預金がそんなに多くはないわけですけれども、南都銀行一千七十五万円ぐらいと定期預金五百万円そこそこですから、そんなにないんですけれども、借入金が今答弁ありましたように十五億二百八万円ですか、これは減債基金で九千四百四十万、そして地域振興基金で十四億一千万になりますけれどもね。この返済の見通しはどのように立っているのか、その辺まずポイントだけで結構ですから答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）返済の見通しでございますが、土地売却等に伴います事業収益で償還をしていく予定でございますので、今後事業計画に基づき買収があれば返還がされていくというような形になります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）もう三回過ぎましたので。（「四番」の声あり）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）令和三年度五條市土地開発公社報告書の八ページのほうになるんですけども、開発公社と市とはまた別にはなると思うん

ですけれども、今井島台工業団地を売却するというところで、予定ということを出ているのですけれども、また昨日も申し上げたとおり検討していただきたいというのがあります。

それと、市道五條吉野線というのはどこになるのか、教えてもらえますか。

○議長（山口耕司） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 四番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

五條吉野線につきましては、今井島台グラウンドに隣接しております土地の部分でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 島台の今あるところの横のところですか。

○議長（山口耕司） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 島台のグラウンドの道に沿って横に行った部分と言いますか、斎場のほうに向いて行った横の部分になります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司） 三番養田全康議員。

○三番（養田全康） 令和四年度の事業計画のほうですけれども、収益として二億七千七百七十七万二千元ですか、収益が上がるということではありませんけれども、この収益というのは土地を売ったお金ということで、今答弁あったと思うのです。土地を売られたお金がここまでになるという試算をされているのですけれども、令和三年度の事業報告の中では、今井島台公共団地は一億三千三百万ですか、あとそれと五條吉野線は、一千万ですか、金額が合ってこないというような形で見られるのですけれども、売却したときは今の資産目録よりも金額が上がって売却できるというような考え方でよろしいでしょうか。

○議長（山口耕司） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 三番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのように、事業資産明細書にあります金額に事務費等を三パーセント上乘せさせていただき売却のほうをしますので、金額がちょっと合ってこないという形になります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）三パーセントを掛けたらその金額になるわけですか、二億二千七百万ですか、その金額になりますか。その辺の詳細を教えてください。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）令和四年度の売却金額につきましては、令和三年度に土地の鑑定を行っておりますので、鑑定価格に基づきまして金額を算出しておりますので、金額は単純に三パーセントを乗せただけの金額に合わない形になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）南理事。

○理事（南 則行）養田議員の御質問に補足をさせていただきます。

二億七千万の内訳でございますが、今井島台の土地以外に野原新町公共用地の売却見込み額も加えてございますので、その額になってございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）はい。そのほかの土地も入って合計三パーセントを乗せたらこの金額になるということでございますね。はい、分かりました。

あと一点、令和三年度の報告書を見させていただきましたら臨時駐車場、五条駅前の駐車場と認識しています。その中で無料が百四十八台とか百五十六台とか、月極や一時預かりも多い形で無料が多い。私、五条駅を利用するときは必ずこの駐車場を使うんです。現状どういふうな形になっておるのか確認すると、碎石舗装しかされていなくて溝ができて、雨の日なんか水たまりになって、すごく利用勝手が悪い。また、草もちよつと伸びているとかって、その手前にはちゃんと舗装された、しかも五條市よりも安価な一時預かりが二か所か三か所できていますよね、今、そういう状態で、一番奥の価格が高くて、しかも整備が行き届いていないというような状態の駐車場になっておるわけです。今後、しっかりと対応していただいて利用価値を高めていただきたいというのと、使っていただける方に数多く使っていただけ

るように、安価な形でやっていただけないかとお願いするわけでありませけれども、この辺答弁いただきます。

○議長（山口耕司） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 駅前駐車場につきましては、二時間までは無料という形で止められるようになっております。

議員お述べのように、土見でありますので、ぬかるんできたりすることもあります。その点につきましては、近隣の民間の駐車場等とは若干差が出てきていると思うのですけれども、今後の取扱いにつきましては、また公社の理事会等でも協議をして、どうやっていくかというのはまた検討していく形になるかなと思いますので、議員の意見は真摯に受け止めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 今、理事の答弁の中に野原の土地と言ったように思ったんやけれど、それはどこになるのかと、もし売却するんだったら幾らぐらいを見込んでおるのか教えてくれますか。

○議長（山口耕司） 南理事。

○理事（南 則行） 平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

野原新町の公共用地でございますが、吉野ストアの裏でございます。（議場に声あり）

簿価でございますが、一億六千三百五十八万六千八百二十一円にプラス事務費等に乗せさせていただくことになってございます。

○議長（山口耕司） 人見副市長。

○副市長（人見達哉） すみません、今理事が申し上げたのは簿価ですので、これにさらに土地の評価をさせていただいて、さらに事務費、先ほど三パーセントという話がありましたけれども、それを実際に乗せした価格というのが、恐らく公募する際の最低価格というものになるというふうに考えております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） あの土地ですけれども、あの土地はきのうの一般質問にもあったのですが、あれは前から所有されているのではないかなと思うのですよ。それを今回、なぜ売却に向かって進んでいるのか、買い手がおるのか……。地元ではあそこにホームセンターが来るのでは

ないかなとか、スーパーが来るのではないかなという話もあったみたいですが、その辺はどうですか。

○議長（山口耕司）南理事。

○理事（南 則行）お答え申し上げます。

なぜ今かというところですけれども、そこは昨日も答弁させていただきましたように、基本的には市のほうで、事業のための先行取得をするか公社として造成のために購入というところですが、市としての使用用途がないということでございますので、公社としては、先ほど大谷議員の御質問にございましたけれども、貸付金、借入も多額にございますので、売却等を進めていくということでございます。

以上でございます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

○議長（山口耕司）次に日程第三、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第七号 五條市地域商社株式会社の経営状況の報告について。

○議長（山口耕司）報告を求めます。久保産業環境部長。

〔産業環境部長 久保雅彦登壇〕

○産業環境部長（久保雅彦）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第七号 五條市地域商社株式会社の経営状況の報告につきまして、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、御報告申し上げます。

お手元の資料、五條市地域商社株式会社、令和三年度事業報告書、第二期の三ページから五ページを御覧ください。

令和三年度の各事業の実施状況でございます。

初めに、地域商社産業創出推進事業の実施でございます。

五條市では、平成二十八年度に策定した地域・産業ブランド戦略に基づく地方創生の取組を進め、令和二年四月には一般財団法人大塔ふる里センターを母体とし、官民連携による五條市地域商社株式会社を設立したことから、その活動の推進、自立に向け、官民協働による具体的な取組が求められています。

そのため本事業では、これまでの五條市における地方創生の取組を踏まえ、五條市地域・産業ブランド推進協議会の参画者を中心に、地域のあらゆる資源を有機的に組み合わせ活用し、市民及び市内外の事業者等とも連携しながら、地域商社における「五つの企業理念」、地域内経済循環・経済産業振興・地域雇用促進・地域人材育成・関係人口創出を基に、地域再生計画に基づき本市の地域産業を創出するための事業を行ってきました。

次に、指定管理事業の実施についてでございます。

大塔町公の施設の向上に寄与するという公益目的に沿って、指定管理者として、令和三年度から五條市大塔総合案内センター、五條市大塔山村体験実習センター、五條市大塔ふれあい交流館、五條市大塔郷土館の四施設、以下大塔町公の施設という、の一括指定管理者に関する事業を行ってきました。

各施設での新型コロナウイルス感染症拡大への対応としては、奈良県の定める感染防止ガイドラインにより対策を進めてきました。新型コロナウイルス感染症拡大下、低迷する宿泊利用促進のためロジ星のくには、奈良県民宿泊引いままならキャンペーンの活用を進めてきました。施設管理におきましても、経年劣化した設備の更新を積極的かつ計画的に進めました。

次に、業務の状況についてでございます。

株式会社化二年目となる令和三年度も、前年度に引き続き新型コロナウイルス対策を図りながら、企業運営を行ってまいりました。

とりわけ、令和三年度から事業を行っている大塔町公の施設の指定管理事業については、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言を受けた施設の一時休館やその後のたび重なる感染拡大により、利用客数、売上とも大幅に落ち込む中、人件費などの経費の見直しや、新たなメニューづくりなどに取り組んだ結果、令和三年度の当期純損益金額は四百七万六千四百十四円の利益となりました。

部門別事業といたしまして、初めに地域商社産業創出推進事業についてでございます。

五條市から受託した六百九十九万九千三百円により、新商品開発事業として市内事業者や地域資源とした着地型ツアー事業を十一案検討しました。また、人材育成事業としてWEBライター養成講座を五回実施したほか、柿の葉を活用した葉っぱビジネスとして柿の木の苗木百五

十本の植え付けを完了しました。

次に、ふれあい交流館では、主に日帰り入浴の営業を行い、令和三年度の利用者数一万一千九百五十四人、当期売上高は一千四百七十七万七千六百五十五円となりました。

次に、ロジ星のくには、主に宿泊業務、食事、天体観測会、プラネタリウム等の営業を行っており、一般の方の利用のほか、市内小学校の課外活動の利用がありました。また、市外での出張観測会などを行い、当該施設のPRを実施しました。令和三年度の利用者数七千四百七十人、当期売上高は二千五百八十七万七千二百七十九円となりました。

次に、道の駅では、店舗による販売のほか、インターネット等による販売や各種イベントでの出店販売などを行っており、利用者数二万六千三百三十人、当期売上高は三千九十万八千七百九十五円となりました。

最後に、大塔郷土館では、大塔の郷土料理の提供及び物産品の製造等を行っており、利用者数五千五十七人、当期売上高は四百六十六万一千二百六十円となりました。

社会貢献事業といたしましては、星と蛍の鑑賞会、望遠鏡工作教室の開催等を行いました。

続きまして、三枚をおめぐりいただき、決算報告書の裏面にございます貸借対照表を御覧願います。

表左側の資産の部総合計は、四千五百一十一万四千二百三十二円でございます。

次に、表右側中段の負債の部合計は、七百三十二万三千五百八十五円で、同じく下段の純資産の部合計は、三千四百十九万六百四十七円となっており、負債及び純資産合計は、資産の額と同額の四千四百五十一万四千二百三十二円でございます。

次のページの損益計算書の右端の欄を御覧ください。

まず、売上高合計の一億一千四十三万三千三百三十六円から次の売上原価の二千六百三十三万七千二百七十三円を差し引いた売上総利益金額は八千四百九万六千六百三十三円でございます。

次に、売上総利益金額から販売費及び一般管理費合計八千三百三十九万四千七十九円を差し引いた営業利益金額は、七十万一千九百八十四円となります。これに営業外収益合計四百八十一万四千七百七十六円を合わせた経常利益金額は、五百五十一万六千七百六十円でございます。ここから法人税等の百四十四万三千四百六十六円を減じますと、先ほど事業報告で御説明いたしました当期純利益金額四百七十六万四千四百十四円となります。

次に、一枚おめぐりいただき、株主資本等変動計算書を御覧ください。

資本金の当期首残高五百万円に、新株発行による当期変動額二千三百七十三万円を合計いたしまして、当期末残高は二千八百七十三万円でございます。これらの株式は、現在全て五條市が保有しております。

利益剰余金につきましては、当期首つまり令和三年四月一日時点の利益剰余金残高であります百三十八万四千二百三十三円に、令和三年当期末純利益四百七万六千四百十四円を加え、当期末残高五百四十六万六千四百七十七円となり、利益剰余金合計につきましては、これと同額となります。

株主資本合計につきましては、当期首残高六百三十八万四千二百三十三円に、当期変動額二千七百八十万六千四百十四円を加え、当期末残高としましては三千四百十九万六千四百七十七円となっております。

純資産の部合計につきましても、これと同額となります。

次のページにあります個別注記表につきましては、後刻御清覧願います。

以上で、令和三年度の五條市地域商社株式会社の事業報告とさせていただきます。

続きまして、令和四年度の事業計画についてでございます。

お手元の資料、五條市地域商社株式会社、令和四年度事業計画書、第三期の三ページを御覧ください。

二番の取組事業の地域商社産業創出推進事業、地方創生推進事業でございますが、五條市の地方創生推進事業として、令和二年度から受託し取り組んでいる地域商社産業創出推進事業について、葉っぱビジネス事業、人材育成事業、新商品開発事業を継続受託させていただきます。展開します。

令和四年度は、三年間の計画期間の最終年度となるため、これまでの取組を踏まえて成果を表す年と位置付け、新商品として、着地型ツアー等の販売開始を行います。また、インターネットを活用したPR活動を行い、五條市の知名度向上と地域ブランドの確立により市内産業の全体的な活性化に取り組みます。

次に、指定管理事業でございます。

令和三年度から指定管理者として管理運営を行っている大塔町公の施設では、引き続き新型コロナウイルス感染症の動向を見据えながらの運営となりますが、密の回避行動から高まるアウトドアブームの流れをつかみ、当該施設の利用と売上の向上を図るとともに、地域商社産業

創出推進事業や自主事業と連動させ、地域の魅力の最大化を図りながら、市民の皆様の利便性向上等にも努めます。

次に、四ページの収支予算書を御覧ください。

予算につきましては前年度対比でお示ししております。

当期収入、支出とも予算額は一億三千百五十三万三千円としており、前年比二千五百七十九万円の減となります。減額の主な理由につきましては、大塔ふれあい交流館の閉鎖に伴う指定管理料、温泉入浴料金、売店売上等の減額によるものでございます。

以上で、五條市地域商社株式会社の経営状況についての報告を終わらせていただきます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」、「三番」の声あり）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）まず、指定管理料として三千八百万円投入の中で、出た利益が四百万円であるというような状態でありまして、それを令和四年度に見返しますと、前年度四千九十六万二千円の指定管理料が入っているわけでありまして、これら金額の整合がないと思うのですけれども、この辺どういう形になっておるのか、まずそこを答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）お答え申し上げます。

指定管理料だけの収益ではございませんでして、事業全体のいろんな事業の合計額で四百幾らという利益になってございますので、指定管理料だけではないということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）そんな中でね、委託金の収入として、前年度七百万円、また令和四年度も七百万円としてありますけれども、この七百万円を使って一体どんな事業をされたのか、また今年度、令和四年度はどんな事業をされるのか、その辺答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）お答え申し上げます。

地域商社産業創出推進事業の七百万ということですが、一つは柿の葉ビジネス、柿の葉っぱを使ったビジネス、また人材育成、こ

これは地域で活躍する人材の育成に向けてビジネス塾等のセミナーを開催したり、また新商品の開発、特産品の開発や体験ツアーの商品化等でございます。以前には、さんま寿司であったりとかそういう開発をしたということでございます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）三回しか質疑ができないのでまとめてしまいますけれども、実際地域商社にするに当たっては、五條市の負担を減らすために毎年出資金額を減少させるためというような形の中でやられたのだと記憶しておるわけでありますけれども、例えば委託するお金、約四千万円のお金が出ているわけですけれども、年々減っていつているのは若干見えますけれども、今現状こういった裏付けで七百万円であるとか、これまた株式の保有もそうです。大塔の地域商社から委託するときに五百万円は一株一万円として五百株であると、それは現金五百万をそこに渡すんだというようなお話を受けたのは記憶しております。さらに二千三百七十三株ですか、増株してこれはその会社に五條市は譲渡するのでありますけれども、これは現金を渡しているのと一緒の形で、その会社の資産が増えたんだなあとというような感じで見受けるのですけれども、これらはどうしてここまで手厚くしていかなければならないのかと、この株を増資することによってどういう変化がこの会社にもたらされるのか、その辺答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）お答え申し上げます。

少し答弁ではないかもしれませんが、地域商社の出資金につきましては、一般財団法人大塔ふるさとセンター設立時に持っていた三千万円がありました、その法人解散とともに市に一旦返納いただきましたが、その金額を上限として地域商社のほうに出資するというところでございまして、本来で言えば三千万円分にはなっているとところでございますが、そのうちふるさとセンターの精算時に諸費用で百二十七万円等を要したことから、今現在先ほど御報告申し上げました二千八百七十三万円分の株、その金額はそちらに今移っているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）重複することはできるだけ言いたくないけれども、柿の木を植えたということですから、百五十本、その地域商社が、その場所と品種名を教えてください。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）十番吉田雅範議員の御質問にお答えします。

もともとの計画でございますけれども、五百本を年内に植えるという計画でございましたが、試験植樹をしてみましたら枯死が見られたので、最終的には百五十本を植え付けたということ聞いております。

場所につきましては、大塔地区の確か地域商社の役員さんの山に植え付けているという、お借りして植栽をしているというふうに聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（議場に声あり）

○議長（山口耕司）答弁できますか。平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）お答え申し上げます。

品種につきましては、承知しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）分からなかったら、また後ほどでも教えてください。

もう一点ですけれども、途中から地域商社に職員さんを派遣したのか、部長級で行っていると思うのですけれども、その方の給与は五條市から出ているのか、それとも地域商社から出ているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）お答えを申し上げます。

昨年度から地域商社のほうへ派遣研修というところで、派遣研修をしております。

お金につきましては、市のほうから全額支出しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）そしたら、ここにはその方の給与というのは、地域商社の決済のところには出ていないわけですね。そういうことになりま

すよね。そこまで市の職員の部長級を派遣しなくてはいけないのか。地域商社だけで社長もおつてくれる、いろんな役職の方もおられるのに関わらず、職員を派遣したという理由について教えていただきたいと思えます。

○議長（山口耕司）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）お答えを申し上げます。

まず、派遣を行った目的でございますけれども、民間企業等の経営感覚あるいは事業活動等実践を学ぶことにより幅広い視野と新しい発想の観点に立って行政施策を推進できる人材の育成というところで派遣をしているところでございます。

派遣いただいている方の、まちづくり推進課というところでの所管の方でございましたので、今後においてまちづくり施策を推進していくためにはそういった地域商社でのノウハウを研修いただくというような形での派遣というところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司）一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀）すいません。質問が重複してしまうので、答弁ができたらで大丈夫ですけれども、五條市が地域商社の株主であるという立場で今後地域商社に期待されることを、財源を確保していくのか、もしくは市民貢献を重視されるのかということを聞かせていただきたいです。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）一番斎藤議員の御質問にお答え申し上げます。

将来的には株式会社でございますので、それぞれのお金と言いますか、事業内容で独立と言いますか、自立していただきたいということで考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

以上で報第七号の報告を終わります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、午後二時十分まで休憩いたします。

午後一時五十分休憩に入る

午後二時十分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第四、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第八号 令和三年度五條市一般会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（山口耕司）報告を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第八号 令和三年度五條市一般会計予算繰越計算書の報告につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の三ページを御覧いただきたいと存じます。

令和三年度の繰越明許費につきましては、全二十五事業、繰越確定額でございます六億六千九百三十九万二千円を翌年度へ繰り越したることについて、地方自治法施行令第四百六条第二項の規定に基づき繰越計算書により報告を行うものでございます。

議案書の四ページの計算書を御覧ください。

各事業の概要につきましては、三月定例会等において既に御説明申し上げておりますので割愛をさせていただきます、繰越理由と繰越理由別の合計金額を報告させていただきますと思います。

計算書の左から三列目の事業名の欄の、番号と事業名を言いますので、それを御覧いただきたいと思っております。

初めに、経済対策等の国補正予算に伴うものとして、一．感染症対策事業、二．公共交通車両感染防止対策事業、三．公開型GIS窓口課金システム構築事業、四．公金セルフ収納機導入事業、五．土地・家屋台帳ファイリングシステム構築事業、六．住民記録システムの

改修事業、七．住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、八．感染症対策事業、十．感染症対策事業、十一．子育て世帯への臨時特別給付金事業。

五．ページを御覧ください。

十二．感染症対策事業、十三．ため池調査事業、十四．情報収集等業務効率化支援事業、十五．中山間地域所得確保対策事業、十九．宅地耐震化推進事業。

六．ページを御覧ください。

二十一．ICT教育推進事業、二十二．スクールバス等感染防止対策事業、二十三．感染症防止対策備品整備事業、二十四．電子図書館システム導入事業、二十五．感染症対策事業の二十事業、合計五億五千五百八十八万円でございます。

次に、入札不調等の要因によるものとしたしまして、十六．農業用水路等長寿命化・防災減災事業の一事業、合計八百九十六万一千円でございます。

次に、計画見直しや追加が必要になったものなどいたしましたして、四．ページに戻っていただきまして、九．五條東小学校学童保育所施設整備事業。五．ページを御覧ください。二十．都市公園長寿命化計画策定事業の二事業、合計六百九十五万一千円でございます。

最後に、事務事業の遅延等の要因によるものとしたしまして、十七．道路新設改良事業、十八．道路維持修繕事業の二事業、合計九千七百六十万円でございます。

繰越事業につきましては、以上でございます。

未完了の事業につきましては、早期完了に向け鋭意取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第八号の報告を終わります。

○議長（山口耕司）次に日程第五、報第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第九号 令和三年度五條市介護保険特別会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（山口耕司）報告を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第九号 令和三年度五條市介護保険特別会計予算繰越計算書の報告につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書八ページを御覧いただきたいと存じます。

令和三年度の繰越明許費につきまして、全一事業、繰越確定額でございます七百九十二万円を翌年度へ繰り越したことについて、地方自治法施行令第四十六条第二項の規定に基づき繰越計算書により報告を行うものでございます。

事業の概要につきまして、三月定例会等において既に御説明申し上げますので割愛をさせていただきます、繰越理由と合計金額を報告させていただきます。

経済対策等の国補正予算に伴うものとしたしまして、介護保険システム改修事業七百九十二万円でございます。繰越事業につきましては、以上でございます。

本事業につきまして、早期完了に向け鋭意取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第九号の報告を終わります。

○議長（山口耕司）次に日程第六、報第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第十号 令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（山口耕司）報告を求めます。田中すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 田中久美登壇〕

○すこやか市民部長（田中久美）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十号 令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計予算繰越計算書の報告につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十ページを御覧願います。

令和三年度の繰越明許費につきましては、全一事業、繰越確定額でございます一千四十二万八千円を翌年度へ繰り越したることについて、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定に基づき繰越計算書により報告を行うものでございます。

事業の概要につきましては、三月定例会において既に御説明申し上げておりますので割愛をさせていただきます、繰越理由と合計金額を報告させていただきます。

経済対策等の国の補正予算に伴うものとしたしまして、後期高齢者医療保険料システム改修事業一千四十二万八千円でございます。

繰越事業につきましては、以上でございます。

本事業につきましては、早期完了に向け鋭意取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第十号の報告を終わります。

○議長（山口耕司）次に日程第七、報第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第十一号 令和三年度五條市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（山口耕司）報告を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十一号 令和三年度五條市下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十一ページから十二ページを御覧願います。

本繰越計算書は、一款資本的支出、一項建設改良費及び一款下水道事業費用、一項営業費用の一部を翌年度に繰り越したものでございます。内容といたしましては、公共下水道事業の予算計上額四千三百万円のうち、三千六百八十三万七千六百円を、また下水道ストックマネジメント計画策定事業の予算計上額六百万円のうち、百二十五万二千四百円を翌年度に繰り越したものでございます。

繰越理由につきましては、地元協力要請及び通行規制に伴う地元調整等に不測の日数を要したことから、資材の調達及び設計変更等に不測の日数を要したため繰越となりました。

財源につきましては、国庫補助金、企業債等を充てております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第十一号の報告を終わります。

○議長（山口耕司）次に日程第八、報第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第十二号 令和三年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（山口耕司）報告を求めます。東水道局長。

〔水道局長 東 純司登壇〕

○水道局長（東 純司）ただいま上程いただきました報第十二号 令和三年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十四ページを御覧願います。

本繰越計算書は、一款資本的支出、一項建設改良費の一部を翌年度に繰り越したものでございます。

簡易水道施設整備事業の最終予算額三千六百五十六万六千二百円のうち、二千八百七万二千元を翌年度に繰り越したものでございます。

次に、配水管移設整備事業で、最終予算額四百七十六万三千円のうち、四百十六万四千六百円を翌年度に繰り越したものでございます。

次に、ポンプ設備更新事業で、最終予算額二千八十七万八千円のうち、六百五万円を翌年度に繰り越したものでございます。

この三事業の財源につきましては、一般財源を充てております。

次に、下水道整備事業関連移設事業で、最終予算額二千三百四十五万七千五百円のうち、一千三百七十七万六千四百円を翌年度に繰り越したものでございます。

財源につきましては、負担金と一般財源を充てております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第十二号の報告を終わります。

○議長（山口耕司）次に日程第九、報第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第十三号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）。

○議長（山口耕司）報告を求めます。久保産業環境部長。

〔産業環境部長 久保雅彦登壇〕

○産業環境部長（久保雅彦）ただいま上程いただきました報第十三号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十五ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、公用車の事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第八十条第一項の規定により令和四年四月二十七日付けをもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づきその旨を議会に報告するのでございます。

恐れ入りますが、議案書の十六ページを御覧いただきたいと存じます。

和解の相手方は、奈良県五條市阪合部新田町六三〇番地、東尾 嘉光。

和解の要旨につきまして、市は、相手側車両の損害額十二万三千八百六十円に対し、市側の過失割合を五割とし、損害賠償金六万一千九百三十円を支払うもので、相手方は、市の車両の損害額八十三万三千円に対し、相手側の過失割合を五割とし、損害賠償額四十一万六千五百円を支払うもので、今後、本件に関しては、双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとなっております。

事故の概要につきましては、令和四年一月十二日、農林政策課所属の職員が公務のため公用車を運転中、阪合部新田町地内の市道樫辻大平線を樫辻方面へ走行の際、同市道を阪合部新田町方向へ走行してきた和解の相手方車両と衝突し、双方の車両が破損したものでございます。

なお、双方とも人身に負傷はありませんでした。

以上、御報告を終わらせていただきます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第十三号の報告を終わります。

○議長（山口耕司）次に日程第十、議第三十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第三十六号 五條市議会議員及び五條市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。吉田選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長 吉田 淳登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（吉田 淳）ただいま上程いただきました議第三十六号 五條市議会議員及び五條市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十八ページを御覧ください。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い選挙運動における公費負担額を変更するため、関係する三条例の一部を改正するものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正内容を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十九ページを御覧ください。

初めに、改正条例の本則でございますが、第一条は、五條市議会議員及び五條市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正でございます。選挙運動用自動車の借入契約に係る一日当たりの公費負担限度額について、一万五千八百円を一万六千円に改め、同じく選挙運動用自動車の燃料供給契約に係る一日当たりの公費負担額について、七千五百六十円を七千七百円に改めるものでござ

います。

次に、第二条は、五條市議会議員及び五條市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正でございまして、選挙運動用ポスターの作成契約に係る一枚当たりの公費負担限度額の算定に用いる金額について、五百二十五円六銭を五百四十一円三十一銭に、三十一万五百円を三十一万六千二百五十円に改めるものでございます。

次に、第三条は、五條市議会議員及び五條市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正でございまして、選挙運動用ビラ作成契約に係る一枚当たりの公費負担限度額について、十円を七円七十三銭に改めるものでございます。

本則は、以上でございます。

恐れ入りますが、議案書の二十ページを御覧ください。

続きまして、附則でございますが、改正条例の施行期日について公布の日とともに、当該施行日以後、その期日を告示される選挙について適用するものとしたしております。

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十一、議第三十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第三十七号 五條市税条例等の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十七号 五條市税条例等の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、令和四年三月三十一日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、五條市税条例等の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、議案書の二十二ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、第一条の五條市税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

まず、第十八条の四では、登記所から市町村に通知される所有権移転登記等の登記情報のうち、登記に記載されている者がDV被害者等である場合は住所に代わる事項を記載する措置を講じるとする法改正に伴い、市における固定資産税の納税証明書の発行の際においても登記住所ではなく住所に代わる事項を記載することについて、規定を整備しております。

次に、第三十三条第四項及び第六項並びに第三十四条の九第一項及び第二項では、所得税と個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る課税方式を一致させることに伴い、市民税における特定配当等及び特定株式等譲渡所得の算定並びに税額控除について、規定を整備しております。

次に、第三十六条の二第一項では、給与所得者及び公的年金等受給者の市民税の申告義務に係る規定の整備をしております。

次に、第三十六条の三の二第一項では、給与所得者の扶養親族申込書について記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するため、規定の整備をしております。

次に、第三十六条の三の三第一項では、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び十六歳を超える扶養親族を有する者に対して提出義務を追加するとともに、記載事項に配偶者の氏名を追加する規定の整備を行っております。

次に、附則第七条の三の二第一項では、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長について、規定を整備しております。

次に、附則第十条の二第二項では、下水道除害施設に係る課税標準額の特例措置の適用期限延長等について、規定の追加をしております。

次に、附則第十六条の三第二項では、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税について、所得税での適用がある場合に限り適用することについて、規定を整備しております。

次に、附則第十七条の二第三項では、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置について、規定を整備しております。

次に、附則第二十条の二第四項では、特例適用利子及び特例適用配当に係る市民税の課税の特例について、また、附則第二十条の三第四項では、条約適用利子及び条約適用配当に係る市民税の課税の特例について、規定を整備しております。

附則第二十六条では、市民税における住宅借入金等特別税額控除の控除限度額の見直しが行われることに伴い、規定を削除しております。続きまして、第二条の五條市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

これは、令和三年三月三十一日改正の五條市税条例等の一部を改正する条例のうち、第一条の五條市税条例第三十六条の三の三第一項の改正規定につきまして、扶養親族申告書の改正に伴い規定の整備を行うとともに、附則第二条第四項における経過措置について規定を整備しております。

続きまして、第三条の五條市手数料徴収条例の一部改正について御説明を申し上げます。

先ほど、第一条の改正規定の中の、五條市税条例第十八条の四に規定する固定資産税の納税証明書の発行に係る改正規定について御説明いたしましたとおり、登記所から市町村に通知される登記情報に関し、住所に代わる事項を記載する措置が講じられる場合において、固定資産課税台帳登録事項証明書の発行及び固定資産課税台帳の閲覧におきましても同様の取扱いとする必要があるため、五條市手数料徴収条例別表第五項におきまして、規定を整備しております。

本則は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書の二十五ページを御覧いただきたいと存じます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

まず第一条では、施行期日について定めております。

次に、第二条では納税証明書に関する経過措置について、また第三条では市民税、第四条では固定資産税に関して、それぞれ経過措置を定めております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第十二、議第三十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第三十八号 五條市国民健康保険条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。田中すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 田中久美登壇〕

○すこやか市民部長（田中久美）ただいま上程されました議第三十八号 五條市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十八ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、国民健康保険法に規定される市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数を改めるため、条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十九ページを御覧いただきたく存じます。

改正内容につきましては、本市の国民健康保険被保険者数が減少したこと、また国民健康保険が県単位化されたことに伴い、奈良県にも国民健康保険事業の運営に関する協議会が設置され、国保運営について県と市町村の役割分担が行われたことによりまして、条例第二条中、協議会の委員定数をそれぞれ六人から四人に改め、委員の総数を十八人から十二人にするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十三、議第三十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第三十九号 五條市介護保険条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美）ただいま上程いただきました議第三十九号 五條市介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十ページを御覧いただきたく存じます。

改正理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少すると見込まれる第一号被保険者に対し、令和二年二月から実施している介護保険料の減免措置の期間を規則で定めることとするため、当該条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の

規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十一ページを御覧いただきたいと存じます。

主な改正内容といたしまして、附則第十条中令和二年二月一日から令和四年三月三十一日までの間に規則で定める期間内にと改めるものでございます。

なお、附則につきまして、施行期日を公布の日からとし、改正後の規定は令和四年四月一日から適用するとしております。以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第十四、議第四十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第四十号 五條市斎場条例の全部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。久保産業環境部長。

〔産業環境部長 久保雅彦登壇〕

○産業環境部長（久保雅彦）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十号 五條市斎場条例の全部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。本条例の改正につきましては、指定管理者制度を導入することを目的として改正するものでございます。恐れ入りますが、議案書の三十三ページから三十八ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第一条から第三条につきましては、目的、施設の設置及び休場日について定めております。

次に、第四条から第七条につきましては、指定管理者による管理、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定、指定管理者の業務の範囲についてそれぞれ定めております。

次に、第八条及び第九条につきましては、使用許可等と使用許可の取り消し等について定めております。

次に、第十条から第十二条につきましては、使用料、使用料の減免及び使用料の還付についてそれぞれ定めています。

次に、第十三条から第十五条につきましては、損害の賠償、指定管理者が行う管理の基準及び秘密保持義務について定めています。

次に、第十六条につきましては、斎場の管理を指定管理が行う場合の読み替えについて定めています。

次に、第十七条につきましては、委任について定めており、この条例の施行に關し必要な事項は、市長が別に定めるとしております。

次に、附則につきましては、施行期日、経過措置についてそれぞれ定めております。

最後に、別表につきましては、斎場の火葬場及び附属施設の使用料についてそれぞれ定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）本会議での質問回数は三回ですので、質問項目を全部通告しておきます。

まず、第四条には「斎場の管理は、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、指定管理者にこれを行わせることができる。」とありますけれども、ここで言う斎場というのは、葬式を行う式場も入っているのかどうかというのが一つの質問です。

もう一つは、指定管理者に行わせることができるようになっていきますけれども、指定管理者の目的は理事者の皆さん、何回も機会あるごとに答弁してきますように、目的は現在の費用よりも安くあがって市民サービスは現在のサービスよりも良くなると、この目的が達成されなければ指定管理に出す意味はないわけです。この目的を達成できるのかというのが二つ目の質問。

三つ目は、葬儀場の葬儀業者の選定は、今は喪主が自由に決められると思いますけれども、これは指定管理者になっても葬儀業者は喪主が自由に決められるのかどうか。

それと最後、三十六から三十七ありますけれども、これは火葬場に関する費用だけで葬儀場の費用は入っていないと思うのですけれども、その辺はいかがかという、この四点の質問に答えていただけますか。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず一つ目ですが、指定管理の中に斎場の式場も入っているのかという御質問だったと存じます。こちらにつきましては、斎場の全てが含まれてございます。

指定管理をする費用等のお話だったと思います。令和三年度の決算見込み額との比較をしてございます。導入すると仮定すれば約一千二百万円の削減が可能だと試算してございます。

市民サービスのほうですが、こちらにつきましては、指定管理者は当然サービスをしていただくのですけれども、研修等も仕様書の中に入らせていただいて、研修等も受けていただいきつちりサービスをしていただけるようにしていきたいと考えてございます。

葬儀業者の選定でございますが、これは今と全く変わらず、同じような形で選定していただければ結構かと考えてございます。

三十六ページの費用のところですが、こちらにつきましても左側に火葬場と附属施設と書いてございます。火葬場は当然火葬場のことで、附属施設に議員が今おっしゃる施設も入ってございまして、全ての料金が書かれたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）確認します。斎場というのは火葬場と葬儀場、この二つを含んでいるということですね。はい。

そして、指定管理の目的は、現在の費用と比較すると指定管理者にしたら年間一千二百万円節約できる、これは本会議で答弁されているの

だから間違いないと思いますけれども。

市民サービスは今と変わらないということですから、これは、しかし未知数はありますわね。

そして、この使用料ですけれども、これはもう火葬場と附属施設の使用料ですから、葬式の式場の費用はまた別にあるわけですね、……これも含んでますのか。はい、はい。

そういう答弁であるわけでありませけれども、やはり心配なのは市民サービスの点がちょっと心配になるのではないかなというように思います。

この使用料、火葬場と附属施設になっていきますけれども、現在の使用料金と今挙げておられる料金は同じですか、それとも上がっているのか下がっているのか、その辺はどうですか。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）お答え申し上げます。

金額に関しては同じでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）指定管理ということでありませけれども、どれだけのエリアを広げて業者選定をするのであるとか、その選定方法を、分ければ教えてください。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）三番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

市外とか市内とか特定してございませせん。市外の方も当然入っていたら考えるのが今の現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）まあまあ市外、市内あると思えますけれども、奈良県下であるとか、近畿エリアであるとか、そういった縛りはかけずに全国に公募するというような形でよろしいでしょうか。……答弁もらいますわ。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）お答え申し上げます。

議員お述べのとおりでございます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）そういった形でいただけたということ、後は僕が心配するのは、以前にも、過去平成二十年あちこちだと思っておりますけれども、五條市で指定管理ということで挙がった結果、否決されておるような案件ではないのかなと思っておりますけれども、否決された中で再度公募するのは料金が安くなるというようなお話でありました。指定管理料を多く払うことによつて安価にできるということでありましたけれど、一千二百万円安価にできるといってお話でしたけれども、ただ単に職員がそこに行かなくていいから職員の給料分だけ浮くというようなことではないのか、その辺答弁いただいておりますわ。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）お答え申し上げます。

メリットの件だと思いますが、指定管理自体が、全国でも指定管理をされている自治体はかなり多くなっているのが現状でございます。その中で、指定管理を行うことによりまして、火葬業務、受付、貸館業務、施設の管理業務等一つのところがしていただくことによつて経費の削減も図ることが可能であるということが一番大きな理由でございます。

また、結果として、指定管理をして職員のほうが市の、例えば事務のほうに適正な配置等も考えることもありますので、そちらも含めてメリットだと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）これで三回ですから、これで終わります。

もう一度確認しますけれども、三十六から三十七に挙げてくれています火葬場と附属施設の使用料ですけれども、これは本当に火葬使用料と式場の使用料を含んだ使用料ということは間違いないですか。

○議長（山口耕司）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）お答え申し上げます。

こちらに関しては、今までの金額と全く変わってございません。今までどおりそれぞれの施設の全ての使用料でございます。以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司）一番斎藤有紀議員。

ちよつとごめんなさい。斎藤議員、厚生建設の委員さんでございますので、本議会での質問は控えていただきますようお願いいたします。質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十五、議第四十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第四十二号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程されました議第四十二号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、別冊の令和四年度五條市一般会計補正予算（第三号）のページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございますとして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ二千二百四十二万八千円を追加し、その総額を百八十三億三千四百八十六万円とするものでございます。

それでは、まず歳出予算の補正を御説明申し上げます。

五ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、十一目自治振興費の二百四十万円でございますが、自治会におけるコミュニティ活動備品の整備を

行うことに対し、一般財団法人自治総合センターが所管する一般コミュニティ助成事業助成金を活用して助成を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を自治総合センター助成金として見込んでおります。

次に、三款民生費、二項児童福祉費、二目児童福祉総務費の四百七十五万円でございますが、コロナ禍や物価高騰による経済的不安を抱える中で出産される御家庭に対して、出生された新生児一人当たり五万円を給付するため所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫支出金として見込んでおります。

次に、五目児童福祉施設費の二百十四万円でございますが、原油価格・物価高騰等緊急対策として、市内の私立保育園に対して給食材料費の補助を行うための所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫支出金として見込んでおります。

次に、八款消防費、一項消防費、五目災害対策費の百四十八万五千円でございますが、避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として抗原検査キットを備蓄するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち百四十万円を国庫支出金、八万五千円を財政調整基金繰入金として見込んでおります。

次に、六ページを御覧ください。

九款教育費、七項保健体育費、四目学校給食センター費の一千六百五十三万三千円でございますが、原材料費の高騰により学校給食の材料費が不足することが予想される中、原油価格・物価高騰等緊急対策として、保護者負担の軽減及び児童生徒に対して栄養価を落とすことなく栄養バランスの取れた給食を提供するため所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫支出金として見込んでおります。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては十五款国庫支出金において一千九百九十四万三千円を、十九款繰入金において八万五千円を、二十一款諸収入において二百四十万円を追加いたしましたして、歳出との均衡を図った次第でございます。

また、第三号補正予算におきましては、令和四年四月二十八日に内閣府より示されましたコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として、上限額一億五千三百二十万七千円の一部を財源としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）五ページ上段の十一目自治振興費、この追加二百四十万円、コミュニティ助成事業補助金、これをもう少し具体的に教えていただけませんか。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

この二百四十万円、コミュニティ助成事業ですが、自治総合センターが行っております一般コミュニティ助成事業の一環でございます。自治総合センターに、五條市として自治会のほうでコミュニティ助成備品を購入することということで申請を挙げまして、令和三年度末に採択をいただきました。今年度事業として補正予算を挙げさせていただいた次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）この財源はその他になっておるんですけれども、一般財源と違うんですか。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）この財源につきましては、自治総合センターから全額を歳入として受ける形になります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）先ほど五ページの出産支援臨時特別給付金、対象人数はどれぐらいおられるのか。

それともう一つ、給食材料費補助金、これも対象人数をお答え願いますか。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、出産支援臨時特別給付金のほうですが、対象は九十五人を見込んでおります。

また、給食材料費補助金にしましては、二か所の保育園がありまして、四月一日を基準としております。一か所が百二十一名、それからもう一か所が百十一名で計二百三十二名ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）そしたら一人当たり大体幾らの金額を軽減できているのですかね。保育園の給食費というのは。

○議長（山口耕司）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）大体物価高騰ということで、普通の給食費の一分を見込んでおります。大体三十円少し、三十二円ぐらいを想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）もう一つ、消防費の感染症対策用消耗品というのはどういうものなのか、お答え願えますか。

○議長（山口耕司）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

こちらのほうにつきましては、避難所における新型コロナウイルス感染症の感染に関する不安を解消しまして、躊躇なく避難行動がとれることを目的に抗原検査キットを備蓄するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす十五日から二十三日まで休会とし、次回二十四日午前十時に再開して、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午後三時十三分散会